

外記日記と殿上日記

橋 本 義 彦

外記日記と殿上日記は、平安中・末期に於ける代表的な公日記であるが、現在我々の接し得るものは、多くその断片的な記文にすぎず、殊に殿上日記の完全な形を備えた記文は極めて少く、僅かに二、三例を数え得るに過ぎない。従つてこゝに紹介する広橋本東宮元服記所収の外記日記及び殿上日記が、夫々その貴重な逸文であることは疑ないところであるが、更に両者が寛仁三年（一〇一九）の皇太子敦良親王（後朱雀）の元服儀に関する記事であるため、相互に比較検討することによつて、この公日記の性格をより深く理解することが出来るのである。以下その全文を翻刻して学究諸子の便に供すると共に、外記・殿上兩日記について少しく考察をめぐらしてみたいと思う。

一、東宮元服記

寛仁三年の外記日記及び殿上日記を収める広橋本東宮元服記とは、現在東洋文庫に架蔵する広橋伯爵家旧蔵本で、後世修補の際加えた縹色表紙に「東宮元服記（上・中）」と外題する卷子本二軸より成る。上巻には新儀式・西宮記などの皇太子元服条を収め、中巻に皇太子敦良親王の元服

儀に関する外記記・殿上記及び屯食分配注文を収める。両巻共に料紙は縦二九糎の斐紙であるが、上巻に巻きこまれている一紙（新儀式の記文の首に張り継がるべき）の紙高三〇糎がもとの高さと思われる。恐らく修補成巻の際に一糎程裁ち落したのであらう。天二線、地一線の墨界を施し、界高は夫々二五・二糎及び二四・五糎。鎌倉末頃の書写と推測される。中巻の本文の紙数は十四枚、一紙の長さは、一、二枚を除いて、概ね五一・二糎。ほかに「殿上記」という内題を載せた幅三・三糎の檀紙一枚が、殿上日記の首に張りこまれている。なお同じく東洋文庫に蔵する広橋本東宮御元服部類記一卷も、敦良親王の元服に関する部類記であり、料紙・書写形式・筆蹟などすべて東宮元服記と共通する。即ち東洋文庫所蔵の広橋本には、現在東宮元服に関する一連の記録が三巻伝存し、そのうちの一卷に外記・殿上兩日記が収められているのである。

さて次に東宮元服記中巻全文の釈文を掲げるが、現在同巻には首部六行分を始め、数箇処の欠損がある。しかし幸い江戸中期に同巻を忠実に模写した柳原伯爵家旧蔵の敦良親王元服記一冊が、宮内庁書陵部に存するので、それによつてほぼ広橋本の欠脱を補うことが出来る。因みにこの

柳原本は、宿紙の原表紙に「東宮元服之記 寛仁三年 八月廿八日」と外題し、奥に「此一冊、以左少弁兼胤之本書寫了、文字之不審繁多、可加吟味者也、享保十七年季冬上旬 (柳原光綱) (花押)」の書写奥書があり、享保十七年(一七三三)柳原光綱が広橋兼胤所持の本(即ち現在「東宮元服記中」と題している広橋本)一卷を借りて書写したものであることが知られる。全文に亘つて各行の字配りも原本通りに写しており、そのため原本の首部が、いま六行分(但し六行目の文字は大)欠脱していることも明らかに出来る。

○ 綴 文

原本の各紙の末尾に當る箇處には「」を付し、その行頭に張付を示した。また紙継目上にある文字は「」で括つた。
上記柳原本で補つた文字には「」を施した。

寛仁三垂八月廿八日、壬子、天晴、是日依有皇太子加元服之事、無尋常之政、拂曉諸司裝束紫宸殿、其儀具見去十三日被下儀式也左近陣公卿座前立斑幔、宜陽殿西廂北一二間引斑幔、扶書殿・弓庭(註2)虫損立同斑幔、(註2)虫損西依例鋪座、開長樂・永安兩門、運入百具也食、昇立南庭東西、盛十五具、荒東方五十具、立長樂門西、(原西脱カ)承明門東才一間、盛七具立前、荒西方五十具、立永安門東(番脱)扉東、承明門西才一間西、盛八具立前、荒春興殿西廂砌外、長冊二具立後、

樂門東扉庭立祿辛橫卅合、皆具覆、杓木也宜陽殿東庭休廬四面砌外、廻引斑幔、南北立其内裝束、春宮坊所奉仕也、母屋南一間西・南三懸簾、其内立屏風二帖・几帳・敷御座、東・西・南廂敷面、鋪設、(1張)坊司并殿上侍春興殿東庭立七丈幄一字、卯西爲春宮坊獻物所也、件獻物大夫卿所儲云々其東立五丈幄一字、爲殿上公卿已上饗弁備所、其北立五丈幄一字、爲啓所、並下二字子午爲妻午二刻皇太子舍御休廬、(註3)太子着糸鞋御前候、帶刀四人、左二人、右二人次學士二人、藤原廣業・同義忠次亮二人、藤原惟憲・同公成次大夫權中納言藤原教通卿・權大夫參議同公信卿、次御皇太子、御後候、攝政内大臣・右大臣・大納言藤原道綱卿・同實資卿・權大納言同公信卿・權中納言同行成卿・同賴宗卿・源經房卿・藤原能信卿・同実成卿・參議同兼隆卿・源道方卿・同賴定卿・藤原朝經卿・同資平朝臣并四位・五位・陣頭・藏人及藏人所求人、此間少納言・中少辨・外記・史・求着陣腋床子、(註4)皇太子御、各下床子跪候其前、(但其途出御自擬華舎、弘徽殿南中門、經承香殿北廊、出麗景殿南中門、經温明殿北、南折御休廬)其後天皇御幸南殿、次主水司軒廊西才二間設洗手具、候官人求、官先一日召仰諸司令進件具、椽・手洗各一口、手印一条内藏寮進、未一刻皇太子傳右大臣正二位藤原朝臣起左仗座、出自敷政門參休廬、于時皇太子出休

(2張) 廬、入自敷政門、〔參上殿上着尋常座、自休廬至東階、前候傳并大夫。〕 右大

臣加冠也・權中納言源經房卿理髮也、共昇殿、着南廂兀子、次加冠右

大臣・理髮經房卿降於廊各洗手、共參上如元着南廂兀子、皇

太子并理髮人起座、〔着脫之〕 加冠座、理髮訖、次右大臣起南廂兀子、

參進加冠、了各還着南廂兀子、即太子起座入北廂、加冠・理

髮人退降、太子改換御衣出御、加冠右大臣又昇殿、立南階東

頭、太子當御帳再拜、了加冠人共降殿、太子御休廬、傳并大

夫相從如初、次加冠・理髮人參上、各着南廂兀子、給祿物、

即下自東階、於庭中拜舞、〔南階東邊、西南北上。〕 畢退出、〔此間殿上行事群儀注式文、但右大臣休息。〕

春興殿東〔春興殿東〕 廬宿所、天皇還御本殿、次坊司參上、撤殿上加冠座及倚子・

厨子・机杓、諸司更立殿上公卿已上座、如節會之時、內膳調

備御膳、造酒司候御酒器、主膳監升備皇太子饌、〔發、以下同。〕 內堅〔發、以下同。〕 杓昇臺

盤、立殿上公卿座前、本宮儲饗、〔內堅、益送。〕 造酒司立朝瓶儲酒器、

四位・五位饗數二百前、于時右大臣〔於左仗、召大內記藤原義忠朝臣仰云、詔書・位〕 記清書畢者、義忠〔義忠之由承可催由官諸司之由、申二剋大內記藤原義忠朝臣詔書・位記入莒覽、右大臣覽了即令賣義忠杓、參進弓場殿被奏覽、了即還着左仗座、于時掃部寮昇案、立軒廊西才二間、左近將監伯光高・少納言

于時掃部寮昇案、立軒廊西才二間、左近將監伯光高・少納言

于時掃部寮昇案、立軒廊西才二間、左近將監伯光高・少納言

于時掃部寮昇案、立軒廊西才二間、左近將監伯光高・少納言

于時掃部寮昇案、立軒廊西才二間、左近將監伯光高・少納言

于時掃部寮昇案、立軒廊西才二間、左近將監伯光高・少納言

藤原信通・鈴代掃部屬立野正賴、入自日華門〔立脫力〕 軒廊南、北、鈴

代正賴乍持印盤、進寄宜陽殿西廂、開辛櫬取出印置印盤、還

進軒廊置案上、退立少納言之後、此間中務輔代候左近陣座、

于時上卿喚、輔代應召參進、賜位記五卷、〔入、即度南廊置案、少納言共捺良如常、退進上卿、伏座前膝、從敷政門退出、少納言・鈴・近衛將監杓從日華門退、次大內記義忠自敷政門參入、給件位記、大臣起座、經階下進向弓庭殿、付藏人令復奏、了還左仗、召坊司給位記、叙〕 〔以下空白。人名脫力。〕 〔註9〕

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

了還左仗、召坊司給位記、叙

付草木枝、菓子・魚類 立定之後、始自貫首悉稱物名、此間月華門外、進物所・膳了ホ

入方折櫓居高坏也、祇畢貫首喚膳部、二聲、膳部廿五人版位南走度馳道、膝突受

一公卿之捧物、干鳥、膳部亦次、受參議已上捧物、相連次才還

出、但空手還者十人、是諸大夫皆捧獻物、進出月華門附進物所、依參議以上之員

此間參議已上依次昇殿、四位已下諸大夫更廻北、入日華門着

本座、次階下東西着饌、皆用突重內豎亦獻殿上飯、戌三刻主殿

寮「秉燭、入自日華門・月華兩門列立庭中、以」(註11)左右近衛各

一人令開長樂・永安兩門、次升二人(註10)權左中辨藤原重尹、起階下座、

率史二人右少史宇治忠信、左少史滋野資通官掌二人早部保理、日下力退出從長樂門、於

承明門外相分、人從長示・永安兩門、當承明門內東西妻柱、各

立左右屯物之邊、官掌持分給屯食之書、各留立兩門、于時六

衛府舍人左右次分昇出件屯物、分給諸司所々料、運出之間、

自東西雜人出來乱取了、已追出雜人、不幾日華・月華兩門外

作音聲、有覽治了少輔平信重率官人・伶人入日華門、列立承

明門東頭壇下、雅樂頭清原爲成同前入月華門、列立同門西頭

壇下、了大唐・高麗牙奏二舞、左万歳系四人、次喜春系四人、右皇仁四人、次地久四人了少

外記惟宗順孝起階下座、見參文狹文判、東階下立隨、右大臣

自殿下取之、昇殿奏覽了、次諸卿出自敷政門、入從日華門、

春興殿西廂次才列立就給祿所、坊司開辛櫓、依次給之、但須有庭

中、而依雨降用雨儀受之後宜陽西廂次才列立拜舞北面退出、亥刻事了、

天皇御本殿、皇太子還「本宮、大臣以下率引參春宮隨殿上、

諸卿」以美物即儲、次事了、各退出畢、

(6張) (7張)

殿上記

寬仁三年八月廿八日、壬子、辰一剋上格子、同四剋供御手水、

次御粥、已一剋左兵衛府獻日次御贄、小鮒一捧・近江國雲雀

一捧、今日有皇太子元服事、早旦所司裝束紫宸殿、其儀御帳

中立平文倚子、鋪毯御帳東南一許丈立皇太子尋常座倚子、鋪毯

南廂東第三柱北邊立加冠人座、其東立理髮人座、自母屋東頭

柱障子下、南行立屏風二帖、屏風南頭當母屋中間之中北廂東第一二間立廻

屏風、爲東宮改換衣服所、御帳以西立通障子、少許北却立之同帳長

角立五尺御屏風、如節會時、依應和例把之主水司東廊設洗手具、春

宮坊司母屋東第三間障子南頭立平文倚子、南向、鋪毯代、太子加冠座其南又

立平文倚子一脚、理髮人尋座左右立平文置物机、其上分置唐匣・

沐坏亦、南北一行母屋西壁下並立棚厨子「四基、設之候威儀御膳、

(8張)菓子・干物（陳）、庭中陣列」祿辛櫛・屯食、辛櫛卅合、當春與殿西墮下一

一問、其北端限北才一間、立屯食、相分在東

西、版位南三許文立之、中間相去五許文、未一剋出御、次命婦香子

執御冠、進置太子加冠座右置机上退入、頃之太子參上着座、

次傳右大臣并皇太后宮權大夫源朝臣（左）、至東廊洗手參上、着

南廂兀子座、皇太子起座着加冠座、次源朝臣進着倚子座、理

髮加幘、畢東差退立、大臣進到左置物机下、執冠加祝詞、着

倚子座加冠、還復本座、次源朝臣亦進着倚子、結纓理髮、訖

復本座、太子起座入北廂、次加冠・理髮人（把所給笏、下殿、此間女藏

人二人持御笏并御衣一襲賜太子、々々改衣服、着靴、出自

北障子至南廂、傳大臣更昇自東階、進自南簀子敷西行、立南

階東邊、太子北、至南廂大臣先太子進當御座拜舞、了退還、傳引

下殿向直廬、次大臣及源朝臣有召參上、着南廂座、命婦子・

藏人子（於力）取祿進給、加冠大褂一重、御衣一襲、各受之下殿、公庭前

拜舞（西面北上、却入、還御本殿、于時中其後春宮坊司（當櫻樹坤、參上、撤

(9張)

「厨子并倚子（當櫻樹坤、所司更立諸卿座、如節會時、」北廂改換衣

服之所立棚厨子、爲東宮采女（當櫻樹坤、候所、又宜陽・春興兩殿西廂

設諸大夫座、同二剋令藏人頭左中弁經通朝臣給右大臣東宮宣

旨・乳母名簿、以可叙位也、頃之右大臣令經通朝臣奏詔書

草、次奏清書、即御晝日、下給右大臣、次令奏宣旨・乳母水

位記、返給捺良了覆奏、即下給、付坊司各給之、同四剋又出

御、近仗陣於階下、次皇太子參上、當座東南謝座立、東宮采

女把空盞、出自北障子東戶進授太子、退立御帳良角御屏風許、

太子受之謝酒、采女進受盞却廻、太子着座、頃之公卿以下五

位以上入自日華門列立庭中、參議已上一列、四位已下在後、重行、並

是延喜・謝座、春宮權亮公成朝臣把空盞授貫首人、謝酒訖上

下各着座、次群卿更下殿、出自敷政門、諸大夫起座、出自日

華門、執獻物入自日華門、列立庭中、右大臣獨留殿上問云、

何物、貫首右近衛大將藤原朝臣稱唯曰、春宮坊司獻御贄、次

(10張)

才稱物名、大臣曰、給進物所、右」大將藤原朝臣稱唯、喚膳

部、々々來受、諸大夫持就進物所、公卿（各脫）還侍座、次內膳司

自西階供御膳、東宮采女益供皇太子饌、坊司賜上下群臣饌、

此間及昏黑、主殿寮供炬火、右近衛將曹一人率近衛各二人、

開長樂・永安門、良久弁二人入自兩門立屯食邊、東權左中弁重

資業、少弁令六衛府舍人運出、頒給諸司所々、良久閉兩門、三獻

了、治部・雅樂率樂人、入自日月華兩門、分居承明門壇下、

運奏音（通之）、大唐・高礼樂終退出、頃之以御衣一襲賜太子、々々

起座、拜舞退下、次大臣奏見參、轉內侍如常儀、御覽了返給、

令少納言唱見參、賜祿、宸儀還御本殿、四時同剋皇太子參

弘徽殿、有拜禮儀、次宸儀御出同殿、叡情之所引、蓋爲歡燕

歟、先是母屋東面簾外鋪御座、西、東其北鋪皇太子座、南公卿

以下豫候于東廊、頃之卷東廂御簾、次出御、即皇太子着座、

攝政內大臣以下依召候于孫廂、此間侍臣居衝重於公卿座前、

次供御膳、(厨股力)權中納言藤原朝臣陪膳、次勸皇太子「饌、

(11張)高坏六本、坊司弁備、左及于盞酌無筭、有」勅別召樂所、又令公

卿・侍臣之堪事告奏絲竹、其音聲妙曲莫非松風瀧水矣、絃管

漸酣、公卿・侍臣賜祿、大臣女裝束一襲、加大掛、納言以上同、事訖還

御、丑一剋東宮宣旨・乳母亦令奏慶賀、依例賜祿、大掛即剋

下格子、宿侍、太皇太后宮亮濟政朝臣・式部大輔廣業朝臣・藏

人頭左中弁經通朝臣・春宮亮惟憲朝臣・左近衛權中將兼綱朝

臣・中將朝任朝臣・權左中弁重尹朝臣・右近衛權中將長家朝

臣・彈正大弼顯定朝臣・民部權大輔實經朝臣・中宮權亮兼房

朝臣・左京權大夫兼貞・(朝臣脫之)尾張權守良經朝臣・藏人右少弁資

業・左衛門權佐章信・散位義通・左近衛少將誠任・同實基・

右近衛少將隆國・權少將良賴・藏人侍從定良・甲斐權守章

任・藏人式部大丞藤原範永・少丞同保相・縫殿助同良任・左

衛門權少尉平範國・右衛門少尉藤原家經・文章得業生平定

親、

記載人文章得業生平定親

(12張)可給屯食諸司所々

官 三盛一荒一

內記二、盛一、荒一

左右兵衛陣各一盛

侍從所一荒

一本御書所一荒

校書殿一、荒

作物所一荒

下御厨子所一荒

內侍所一盛

主殿女官一荒

長女一荒

神祇官一荒

外記二盛一荒一

左右近陣各二盛各一、荒各一

左右衛門陣各一盛

御書所一、荒

(書)內堅所二荒

書所一荒

上御厨子所一荒

進物所一荒

掃部女官一荒

御匣殿女官一荒

御廁人一荒

中務省一荒

式部省一荒	治了省一、荒
民部省一荒	兵部省一荒
刑了省一、 (荒脱カ)	大藏省一、 (荒脱カ)
宮内省一、荒	監物一荒
勘解由使一荒	陰陽寮荒 (脱カ)
圖書寮一荒	縫殿寮一荒
内匠寮一荒	内藏寮二荒
典藥寮一荒	大炊寮一荒
大學寮一荒	掃部寮二、荒
主殿寮二荒	主計寮主税寮各一荒
大膳職一荒	左右馬寮各一荒
兵庫寮一荒	雅樂寮一荒
修理職三荒	木工寮二荒
彈正臺一荒	大舍人寮一荒
内舍人所一荒	左京職一荒
右京職一荒	主水司一荒
内膳司一荒	隼人司一荒
采女町一荒	藥殿一荒

北堂一盛	南堂一盛
明法堂一荒	竿堂一荒
勸學院一盛	弊學院一荒
學官院一荒	侍從厨家一荒
官厨家一荒	織部司一荒
主鑑伶一荒 (鈴)	大歌所一荒
内教坊一荒	糸所荒 (脱カ)
内御書所一荒	樂所一荒
皇太后宮廳一荒	瀧口一荒

寛仁三年八月廿八日

(註) 上掲の記文は、柳原光綱の奥書にも言う如く、字句の誤脱が少なくないと考えられるが、そのうち外記日記の部分は、後に觸れる應和三年二月二十八日の外記日記と對照することによつて、かなり補訂出来るので、試みに私案を示して参考に供する。

(1) 「殿等前」の三字を補うべし。
 (2) 「階下東」の三字を補うべし。
 (3) 「舎」の上「自凝華」の三字を補うべし。
 (4) 「皇太子」の上「依」を補うべきか。
 (5) 「廊」の上「軒」を補うべし。
 (6) 「造酒司」の上脱文あるか。原文のまゝでは胡瓶を立てて、酒器を儲けた場所が示されていない。應和外記記の相當部分には、「宣陽・春興兩

殿西廂、掃部寮立床子、各二人、大膳^(オカ)昇立牙盤、」の字句あり、上掲の殿上記の記文に照しても、「造酒司」の上に應和記と類似の字句が存し、ものと推測される。

(7) 「義忠之由承可催由官諸司之由」の字句誤脱あるべし。應和外記記の相

當部分は、「時文^(大内記)申清書之由、次召大外記御船宿禰傳説仰可催内印諸司之由、」とあり、寛仁記にもこれに相應した記文があつたと考えられる。

(8) 「退」は「即」の誤か。

(9) 「叙」の下、應和外記記は「從五位下平朝臣寛子」以下の叙人(女官)の名を載せる。寛仁記にも叙人の位階・姓名があるべきところである。因みにこの日叙位に預つた女官の名を廣橋本東宮御元服部類記所收の行成卿記によつて示すと、從四位下藤原豊子(御乳母・典侍)・正五位下藤原姫子(宣旨)・從五位上源涉子(御乳母・大宮宣旨)・源隆子(御乳母・中務)・藤原能子(御乳母・式部)・源香子(御乳母・式部)・從五位下藤原明子(御乳母・辨)の七名である。

(10) 「版位」の上「自」を補うべし。

(11) 「近衛」の下「將曹」の二字を補うべきか。應和外記記の相當部分「次左右近衛將曹各一人、率近衛三人出自本陣、開長樂・永安兩門、」及び殿上記の記文と照し合わせても、原文は補訂を要することが知られる。

なお殿上記の部分は比較的誤脱が少いように見受けられる。

二、外記日記

さて上掲釈文の前半の記文については、既にいまゝで外記日記として説明を加えて来たが、実は巻首の欠けている広橋本は勿論、柳原本にも記名を佚しているのである。ところがその記名は、先に触れた広橋本東宮御元服部類記の巻首に現在収められている目録のなかに見出すことが出来る。即ちその目録には、外記記・殿上記・小野宮右大臣記・行成卿

記・経頼卿記・行親記の記名を載せているに拘らず、その本文には小右記以下の記文しか収めておらず、外記記・殿上記に相當する本文は他に求めねばならぬ。而して「殿上記」の首題を冠する殿上記記が含まれている東宮元服記中巻こそ、上記目録にいう外記記・殿上記の本文に当ることは明らかであり、従つてその巻首の記文が外記記に相當するものと判断されるのである。

一方この記文の内容を検討してみると、外記日記としての特色をいくつか指摘出来る。第一に、冒頭の「是日、依有皇太子加元服之事、無尋常之政、」という字句が目につく。これは説明するまでもなく、皇太子敦良親王の元服式当日により、尋常の外記政が行われなかつたということとで、外記日記としては当然の記述である。第二に、紫宸殿の殿上に於ける加冠・理髮等の儀礼は、実見せずに「式文」によつて記載したらしく、「此間殿上行事群儀注式文」という註記がそれを物語っており、従つて記述は簡略且つ抽象的である。本朝世紀の天慶五年六月二十一日条(公家が祇園感神院に東遊と走馬を奉納する記事)にも、「但件事自殿上所被行也、仍不能細記、」という註記があるが、これも本朝世紀のこの部分が、編纂の主材料である外記日記の記述を反映したためと考えられ、共に外記日記の記述の限界を示すものとして興味深い。第三に、この記文が屯食の陳列・分配のこと、元服の詔書及び位記についての陣の儀など、庭上乃至殿下の行事や弁官・外記の関与する事柄に詳しいのも外記日記として当然であろう。なおこの点は後述の殿上記との対比によつ

て一層明らかとなるであろう。第四に、土田直鎮氏が明らかにされた平安中期の記録に於ける人名表記法（日本歴史七二号「平安中期に於ける記録の人名表記法」）と照合してみても、大臣は官、三位以上は官・氏・名・「卿」、四位は官・氏・名・姓（かばね）、五位以下は官・氏・名となつていて、五位が六位以下と混同している外は、ほぼ外記日記の人名表記法に合致する。以上の事例により、記名の有無は別にしても、この記文が外記日記であることは、もはや疑問の余地がないと言ひ得るであろう。

ところで、この外記日記を応和三年（九六三）二月二十八日の外記日記（續群書類従本東宮冠礼部類記及び伏見宮本東宮御元服部類）と比較してみるとき、極めて興味深い結果を得る。応和外記記は、皇太子憲平親王（冷泉）の元服儀を記したものであるから、寛仁外記記の記載内容と共通するのは当然であるが、更に字句のうえでも驚く程の類似性を示している。先ず応和外記記は、「是日、依有皇太子加元服之事、無尋常之政、拂曉諸司裝束紫宸殿、其儀具見去廿一日被下儀式也」という字句を以て始まるが、これを上掲釈文の外記日記の書出しに比べると、たゞ分註の中の「廿一日」と「十三日」とが異なるのみで、実質的には同文と言つてよい。また先に外記日記の特色を示すものとして指摘した「此間殿上行事群儀注式文」という註記も、同じく応和外記記に見出される。その簡処前後を抜書きしてみる

と、紫宸殿上の加冠等の式次第を一通り記したあと、「於庭中拝舞（南階東邊）西面、畢退出、此間殿上行事群儀注式文、但左大臣休息宜陽殿東廂宿所也、天皇還御本殿、」と続いている。この部分も寛仁外記記の字句・構造と殆んど一致している。以上の二

点は特に顕著な簡処を例示したのであつて、全体として文章の構成や字句のはし／＼に至るまで、両者は極めて強い親近性をもっている。応和度の東宮元服儀と寛仁度のそれとは、六十年に近い隔りをおいているのであるが、両者のかゝる親近性は、第一に外記日記という公日記なればこそ起り得る現象で、私日記の間では考え難いことである。而して更に推測すれば、それは外記日記の記載方式にも関係するのではなからうか。

外記日記には、日々の事柄を記す日次記の外に、恒例・臨時の儀式・行事を詳細に記すため、別（日）記の記載も励行されたが、その別（日）記は事項毎に類別記録されたのではないかと思われる。例えば、本朝世紀、殊にその長和二年以前の部分には、「子細在別日記」とか、これに類した註記が数多く見出されるが、この「別日記」は外記の別（日）記を指すものと考えられ、そのうちには、「大祓別記」・「年々行幸別日記」・「積奠日記」・「考定別日記」などと明記されたものもある。これらは恐らく大祓・行幸・積奠・考定について、夫々類聚した外記の別記と考えてよいであろう。東宮元服儀についても、東宮元服乃至元服（天皇・親王等の元服儀を含む）の別（日）記が存したかも知れず、若しそうであれば、応和度の記録と寛仁度のそれとが、甚だしく類似しているのも当然の現象であると言ひ得るであろう。勿論推測の域を出ないが、上掲釈文の外記日記は、東宮元服についての別（日）記である可能性が大きいと考えられるのである。

さて醸つて外記日記の沿革について少し考えてみると、先ず目につく

のは、岩橋小弥太博士も指摘された延暦九年（七九〇）閏三月十五日の外記別日記であろう（「上代史籍の研究」第二集所）。これは政事要略卷二十九年中

（「上代史籍の研究」第二集所）
（「文獻長案と外記日記」）

行事十二月追儺条に引くもので、その内容からみて、同月丙子（日）崩御

された桓武天皇皇后藤原乙牟漏の葬事に関する別記から抄出した記文と思われる。而してこれが「外記別日記」と記されている以上、それに対する外記の日記もあつたと考えるのが自然であろう。外記日記がいつ

頃から記録されたかは明らかに出来ないが、太政官に於いて書記官的な役職にあつた外記が、かなり早くから日記をしるして執務の便に供していたと想像することは充分可能である。しかしその外記の記録が、公日記としての權威を明確に与えられたのは、次の弘仁六年（八一五）正月二十三日付の宣旨によるとみられる（類聚符宣抄第。六外記職掌）。

應御所記録庶事外記内記共預事

右被右大臣宣稱、依令、外記掌勘詔奏及檢出稽失、内記掌造詔勅及御所記録、據此而所掌稍異、挙綱而論、事合相通、何者、内裏行事、大臣所預、至有稽失、誰能檢出、若御所録事、外記共預、則内裏儀式、豈致違失、自今以後、御所儀例、外記同録、以備顧問、如不遵奉、彼此有違、預事之人、解却見任、事縁勅語、不得疎漏者、今録宣旨、立為恒例、

弘仁六年正月廿三日

參議從三位行左大弁兼備前守秋篠朝臣安人奉

更に天長六年（八二九）十一月十六日には、上記の宣旨の勵行を目的とする「應諸節会日并臨時就事外記率史生進御在所例事」という宣旨が出されてお（類聚符宣抄第。六外記職掌）、弘仁六年以降、諸節会や臨時の行事に際しては、

外記も内記と共に陣側に候して儀式・行事の主要を記録し、且つ「顧問」に備わつて、「内裏儀式」に違失のないよう努むべき旨を命じているのである。また弘仁十二年七月十三日付の宣旨には（類聚符宣抄。第六諸節印并勘返之文、其參入外記之所知也、後有可問事、須問其外記、自今以後、令載其外記於日記、）とあつて、既に外記日記の存在を前提としており、且つその記載を以て後鑒に供しようとしていることが知られる。

斯くてこの後外記日記のことは諸書に多くみえ、平安時代を通じて、これが代表的且つ最も重要な公日記としての役割を果たしたのであるが、現在その記文を首尾整つた本来の姿でみることは案外難しいのである。それは一つには、諸書に引載されている外記日記の記文は、その一部の抄略文である場合が多いこと、また一つにはいま外記日記と呼ばれているものの中には、外記の私日記、即ち大、少外記の職にあるものの個人的な日記、或いは外記を世襲する家の家記が少くないことなどによる。また外記日記を基本的な史料として編纂された本朝世紀についてみて、部分的にはかなり原史料のおもかげを留めているところもあるが、それをそのまま外記日記の原文とみることは危険であり、一応編者の手が増補されたものと考えねばならぬ（新訂増補国史大系月報7所収。拙稿「本朝世紀と私日記」）。それ故、上に掲げた外記日記の記文は、公日記としての外記日記の貴重な逸文と云うことが出来るであろう。

三、殿上日記

外記日記につづく記文に、「殿上記」の首題が冠せられていることは積文の示す通りであるが、殿上日記は特色のある内容と体裁を備えており、しかも侍中群要第四「毎日日記付書様」の項にその体例が次の如く明示されているので、これと照合すれば、容易に殿上日記か否かを判別し得るのである。

日記體

日下爾書支干、或右注次注天晴陰、辰一刻上格子、同四刻主水司供御

手水并御粥、巳一刻供日次御贊、衛府隨番、近江国日次所東西河、件河

治田上御網代、自九月九日至于新嘗會供氷魚、衛府供鯉・鮒、近江国供鯉・鮒

并雄・雲雀、但雄・雲雀有期、相互供之、御精進時、衛府供蔓書、春時或供萱

自餘日次所、午一刻供朝膳、酉一刻供夕膳、戌一刻下格子、注上下格子、不

停止御贊、四位官・名・朝臣、五位官・名、六位官・姓・名、頭藏人必書之、上

次宿侍、頭藏人乃指次尔次有頭藏人、同官之人指次尔可書同字、

所謂左近少將之類、同姓乃下ニハ又注同字、臨時之事、或次刻限書之、多

ハ宿侍之後書之、記藏人不入宿侍、名所不書、

この体例に上掲の積文を照し合せると、「殿上記」と題する記文がまさしく殿上日記であることには一点の疑も存しない。宿侍者の人名表記も、「同」字の使用法に至るまで体例に合致している。たゞ体例には、

臨時の事を記す場合、この寛仁三年記の如く、刻限を追つて一日の記述のなかに繰り入れる方式と、宿侍者の名を書いた後に記載する仕方と兩者あり、しかも多く後者の方式を採ると記しているが、この寛仁記は後述する永承四年及び同六年の二つの殿上日記（玉井幸助博士著「日」記文学概説「所取」）と同じく、前者の方式で記述されている。また日記筆録の藏人が、若し宿侍しない

場合は、宿侍者の名所に書き入れないと規定しているが、これも少々不審を懐かせる。「毎日日記」の項には、これについて別に、「當日々記々者、不候宿者不注名云々」という条項も存しており、一見当然と思われることが斯様にわざ／＼規定されているのは何故であろうか。現存の数少い実例である上記の三つの殿上記も、すべて日記筆録者を宿侍者の名所に入れているが、或いは規定とは逆のこと、即ち日記筆録者は宿侍しない場合でも、自らその名所に記載する弊が実際には行われていたためであろうか。なお殿上日記は「成業者多所記也、但見古今舊例、雖非成業、堪其事者只記之、」という条項も、上記の「毎日々記」の項にみえるが、この寛仁記は藏人文章得業生平定親が記録しているから、この場合は本則に合致した例と言うべきであろう。

殿上日記は、清涼殿の殿上の間に候する藏人が記録する日記である。

侍中群要の首に引く藏人式には、「當番記事、無大小慎勿遺脱焉、」とあるが、その藏人式は寛平二年（八九〇）橋広相が勅を奉じて撰したものといわれるから、宇多朝には既に殿上日記の存したことを知り得る。たゞそれがいつ頃まで遡り得るかは明らかでない。その後殿上日記のことは諸書にみえるが、玉井幸助博士の大著「日記文学概説」には、西宮記巻十二裏書所載の延喜九年（九〇九）四月五日条（大臣薨事）を始め、北山抄・祈雨日記・内裏歌合などに引く殿上日記の記文十四条の存在が指摘されている。而して博士は、このうち多くは殿上日記のごく一部の抄略文であり、一日の記事の完全な形を備えているのは、尊經閣藏伝宗尊親

王筆歌合に引く永承四年（一〇四九）十一月九日及び同六年五月五日の二条のみであるとし、その全文を紹介された。私の殿上日記に関する知見も、玉井博士の詳細な研究の範囲を出るものではなかったが、こゝに殿上日記の貴重な逸文を新たに追加することが出来たのである。しかも従来知られていた永承四年及び六年の日記が、共に藤原正家の記した歌合の記録であるのに対し、こゝに紹介した殿上日記は平定親の記述した東宮元服の記事であるから、量的のみならず、質的にも新鮮味を加えたこととなるであらう。

なお殿上日記のあとに、一行あけて「可給屯食諸司所々」と題する注文が載せられている。これが殿上日記と如何なる関係にあるものか―殿上日記本来の記載内容には含まれないと思われるが―は明らかでないが、興味ある内容をもっているので簡単に説明しておこう。この注文は、東宮元服を祝して頒給する屯食の宛先・数量を記したもので、宛先は計八十三箇所、数量は盛屯食^(上)十三具・荒屯食^(並)八十三具である。此の日紫宸殿の南庭に陳列された屯食百具（盛十五具・荒八十五具）のうちから宛てられたことは言う迄もないが、上掲の外記日記の文中、屯食頒給の際に官掌が手にしている「分給屯食之書」とは、恐らくこの注文と同じ内容のものと思われる。屯食の搬出分配に当り、官掌各一人が長樂・永安兩門に立つて、このような注文により、太政官以下の諸司所々に屯食を分給する姿を想像することも出来るではないか。因みに西宮記の「皇太子元服」の項にも、その末尾に同じく「可給屯食諸司所々」と

題する天元五年（九八二）二月十九日付の注文を載せているが、これは東宮師貞親王^(山花)の元服の際のものである。それを寛仁三年の注文と比較すると、宛先は等しく八十三箇所であるが、内記分が荒屯食一具、滝口分が盛屯食一具となつているため、計九十五具（盛十三具・荒八十二具）と一具の差を生じている。共に平安中期に於ける諸司、乃至それに準ずる施設の存在を一覧し得る点でも興味深い史料である。

四、外記・殿上兩日記の比較

以上によつて、広橋本東宮元服記には、外記日記と殿上日記の貴重な逸文が収められていることが明らかとなつたが、更にこの両者を比較検討してみると、同じく東宮元服の記事でありながら、その内容にはいくつかの対照的な相違がみられ、畢竟それは両者の性格を端的に反映しているものと考えられる。以下にその主要な相違点を列挙してみよう。

(イ) 式場の装束・鋪設 皇太子の元服儀は、平安中期以降紫宸殿に於て、天皇臨御のもとに挙行されるのを定例としたので、当日早旦諸司の手によつて、紫宸殿殿上の加冠の座を始め、殿上・殿下及び南庭などの装束・鋪設が行われる。寛仁三年の外記日記は、紫宸殿南庭・軒廊・皇太子休息所（宜陽殿）などの装束・鋪設に詳しいが、紫宸殿の殿上については、兼日頒下された式文（臨時の儀式・行事を行うに當つては、予め有識の公卿に式の次第と装束・鋪設の大綱を書き進めさせ、それを當日舉式の指針とした。なお外記に下された式文は、儀式終了後外記局に納めて

保管された。)につづきに見えたと註記したうえ、記述を省略している。殿上日記の記述は、これとは対照的に紫宸殿の殿上の装束・鋪設について詳記し、南庭や宜陽殿などのそれには殆んど言及していない。

(四) 加冠の儀 元服儀の中心は言う迄もなく加冠の儀である。天皇の南殿出御につづいて、皇太子が参上し、加冠人・理髮人によつて加冠が行われ、ついで皇太子が童形服を成人服に着換えたうえ、天皇に拝舞して下殿する。外記日記には、以上の次第を略述しているが、記述に具体性を欠いている。先にも触れた如く、恐らく実見した記録ではなく、式文によつて記載したものであろう。その記載のあとに「此間殿上行事群儀注式文」という註記をつけているのはそれを証するものと思われる。これに対し殿上日記は、加冠・理髮から拝舞に至るまで、記述も詳しく具体的である。一方皇太子が東宮御殿から宜陽殿の休息所に参入する儀について、外記記には行列の人名・順路など詳しく記しているのに対し、殿上記には全く記されていないのも対照的である。

(ハ) 詔書・位記奏聞の儀 東宮元服の儀に当つては、恩赦の詔書が発せられ、また皇太子近侍の女官・乳母の叙位が行われるのを例とする。これに関する外記・殿上両日記の記述も極めて対照的で、前者が陣座・軒廊に於ける作法(殊に位記捺印の記事に詳しい)を具体的に記しているのに対し、後者は殿上に於ける奏聞・御晝日について簡単に触れているのみである。

(ニ) 饗宴の儀 天皇元服の際には、加冠の儀の二、三日後に後宴の儀を

行うが、東宮元服儀に於ては、加冠の儀に引続いて挙行される。南殿の装束・鋪設を改め、再び天皇が出御され、天皇・皇太子に供饌の後、公卿以下南庭に列立して春宮坊の献物を捧献し、ついで屯食を分配、更に奏楽ありて宴を終り、公卿等の見参を唱え、祿を給し、畢つて天皇及び皇太子が入御する。以上の儀について、外記・殿上両日記は共にひと通り記述しているが、前者に於ては、弁官・外記の直接掌管する屯食分配の事と見参給祿の事について特に具体的であるのが目につく。

(ホ) 母后拝覲・内宴の儀 東宮元服の儀は、以上の紫宸殿に於ける儀式・行事を以て一応終了するのであるが、この寛仁三年度には、更に皇太子が母后御所に参入して拝覲の礼を行い、天皇亦渡御して内宴を催された。殿上日記には、「叡情之所引、蓋為歡燕歎、」と書き出して、内宴の模様を記している。外記日記は大臣以下東宮御殿に参入した由を簡単に記しているが、上記の内宴の事を伝聞して誤記したものであろう。

以上の如く、外記日記と殿上日記の記述内容は極めて対照的であるが、その反面両者は互に相い補う関係にあり、両者を併わせ見ることによつて、行事の全貌を知り得るのである。それ故、事あれば外記・殿上両日記が併わせて引勘されたことも少なくなく(小右記長徳元年六月二十一日条所等条)、両者が代表的な公日記として、他の公日記よりも比較的に長い生命を保つた所以もここにありと考えられる。久安三年(一一四七)内大臣藤

原頼長が、外記と藏人に夫々外記日記と殿上日記の記載の励行を命じていることも（台記久安三年六月十七日条）、上述の如き両者の関係を考えると一層よく理解出来る。たゞ頼長のこの時の処置も、外記日記の方に重点がおかれていたらしく、仁平元年十月に至つて、久安三年以降の日記を注進するよう外記に命じている程であるが（本朝世紀仁平元年十月二十日条）、それに対して殿上日記については、更に記載を督促した様子も見えない。久安三年の台記の記事にも、「近代殿上日記絶不書、」とある如く、それ迄に殆んど廃絶に近い状態であつたらしいが、それは恐らく、殿上日記の記述内容が、殿上の儀式・行事に参列し、それを実見し得る公卿・殿上人等の私日記と共通するところが多いため、私日記の記載・利用が盛行するにつれ、外記日記よりもひとし先とその価値を減じて行つたためと思われる。そうして外記日記も漸次外記の私日記にとつてかわられ、平安末までに両者とも殆んど姿を消してしまうのである。

五、伏見宮本東宮御元服部類―むすびにかえて―

外記日記及び殿上日記の貴重な逸文が、東洋文庫所蔵の広橋本のなかにあることを知つて、全文を紹介すると共に、それによつて両日記の性格について少し考えてみたのであるが、同時に広橋本には、東宮元服に関する一連の記録が三卷存することも明らかとなつた。而して実はこの三卷と密接な関係のある記録が、宮内庁書陵部に蔵されているのである。伏見宮本東宮御元服部類十卷がそれで、料紙・筆蹟・書写形式等全

べて共通し、紙高のみ現在一程の差（広橋本二九種、伏見宮本三〇種）があるが、これも上述の如く、広橋本が後世修補の際裁ち落したためと考えられるから、本来は同一であつたとみなされる。

伏見宮本十卷の内訳は、北山抄・江家次第より東宮元服条を抄出した一卷と、皇子加元服祝文及び安殿親王（平城）より恒仁親王（龜山）に至る十三方の皇太子の元服詔書を柱下類林から抜書きした一卷、及び恒貞（淳和皇子）・保明（醍醐皇子）・憲平（冷泉）・師貞（花山）・尊仁（後三条）・実仁（後三条皇子）・守成（徳順）・恒仁（龜山）の八親王（すべて皇太子の身位を以て元服）の元服儀に関し、国史や宸記以下諸家の日録から抄出部類した八卷より成る。而して恒仁親王の元服記の首に収める目録に、龜山天皇を指して「新院」と記していることなどから、この部類記を編修した時期もおよそ推測出来るが、その際の編修の規模は、儀制書等からの抄出の外、安殿親王より恒仁親王に至る十三方の皇太子元服の事例―この間の東宮元服儀のすべて―を国史以下記録類から抄出類聚したものより成つていたと考えられる。従つて伏見宮本には、安殿・正良（仁明）・敦仁（醍醐）・敦良（後朱雀）・守仁（二条）の五親王の事例その他が欠けていると推測されるのであるが、いま広橋本によつて、新儀式・西宮記等の東宮元服条を収めた一卷と、敦良親王の元服記二卷を補うことが出来たのである。因みに伏見宮本看聞日記の紙背に載せる「即成院預置御文書目録」（貞成親王筆。応永二十四年作成。）によれば、当時伏見宮家には「東宮御元服」一合の記録が蔵されていたことが知られ、書陵部所蔵の伏見宮本東宮御元服部類十卷は、もとその一部であつたと考えて

誤りないであろう。広橋本三巻も、享保十七年より以前のある時期に、伏見宮家の蔵書のなかから流出したものであるが、更にこの部類記の一部が他の文庫・図書館等に蔵されている可能性もあるから、今後識者の御教示を賜われれば幸いである。